

公募要領

再生医療実現拠点ネットワークプログラム (幹細胞・再生医学イノベーション創出プログラム) 研究事業

平成 28 年 6 月

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構



戦略推進部 再生医療研究課

目次

l.	はじめに		4
1.	事業	概要	4
2.	事業	の構成	5
	(1)	事業実施体制	5
	(2)	代表機関と分担機関の役割	5
II.	応募に関す	⁻ る諸条件等	6
1.	本事	業の応募資格者	6
2.	採択	後契約締結までの留意点	6
3.	研究	資金の不合理な重複及び過度の集中の排除について	7
4.	本事	業を実施する研究機関の責務等について	9
	(1)	法令の遵守	9
	(2)	研究倫理教育プログラムの履修・修了	10
	(3)	利益相反の管理について	10
	(4)	法令・倫理指針等の遵守について	10
	(5)	委託研究開発費の執行についての管理責任	12
	(6)	体制整備等自己評価チェックリストの提出について	12
5.	. 本事	業の研究活動に参画する研究者の責務等について	13
	(1)	委託研究開発費の公正かつ適正な執行について	13
	(2)	応募における手続等	13
	(3)	研究倫理教育プログラムの履修・終了	14
6	研究	倫理プログラムの履修等について	14
	(1)	履修プログラム・教材について	14
	(2)	履修対象者について	14
	(3)	履修時期について	14
	(4)	研究機関等の役割について	14
	(5)	履修状況の報告について	14
7.	利益	相反の管理について	15
	(1)	対象事業・課題について	15
	(2)	対象者について	15
	(3)	報告書の提出について	15
8.	不正	行為・不正使用・不正受給への対応について	15
	(1)	本事業に係る不正行為・不正使用・不正受給の報告及び調査への協力等	15
	(2)	不正行為・不正使用・不正受給が認められた場合について	16
III.	公募・評価	iの実施方法	20
1.	採択	予定課題数	20
2.	実施	予定額	20
3.	若手	研究者の登用の推進	20

4.	研究開発提案書等の作成及び提出	22
	(1) 様式の入手方法	22
	(2) 研究開発提案書等の受付期間	22
	(3) 研究開発提案書等の提出	22
	(4) スケジュール等	24
5.	研究開発提案書等の評価の実施方法	25
	(1) 評価方法	25
	(2) 事前評価における評価項目	25
6.	若手研究者登用の評価に当たり考慮すべき事項	26
	(1) 評価方法	26
	(2) 評価項目	26
IV. 有	研究開発提案書等の作成と注意	28
1.	研究開発提案書等に含まれる情報の取扱い	28
	(1) 情報の利用目的	28
	(2) 必要な情報公開・情報提供等	28
2.	研究開発提案書の様式及び作成上の注意	28
	(1) 研究開発提案書の様式	28
	(2) 研究開発提案書の作成	28
	(3) 研究開発提案書作成上の注意	29
3.	研究開発提案書以外に必要な書類について	29
٧. §	委託研究開発契約の締結等	31
1.	委託研究開発契約の締結	31
2.	委託研究開発費の範囲及び額の確定等	33
	(1) 委託研究開発費の範囲	33
	(2) 委託研究開発費の計上	33
	(3) 委託研究開発費の支払い	33
VI.	間接経費の取扱いについて	35
1.	対象機関	35
2.		
VII. ‡	採択課題の管理と評価	36
1.		
2.		
	研究開発成果の取扱い	
1.		
2.	***************************************	
3.	研究開発成果のオープンアクセスの確保	38
IX. I	取得物品の取扱い	39

1		所有権	39
2	2.	研究終了後の設備備品等の取扱い	39
3	3.	放射性廃棄物等の処分	39
Χ.	その他	<u> </u>	40
1		国民との双方向コミュニケーション活動について	40
2	2.	健康危険情報について	40
3	3.	政府研究開発データベース入力のための情報	40
4	١.	リサーチツール特許の使用の円滑化について	41
5	5 .	間接経費に係る領収書の保管について	41
6	3 .	委託研究開発費の繰越について	41
7	' .	知的財産推進計画に係る対応について	
8	3.	各種データベースへの協力について	42
	(1) バイオサイエンスデータベースセンターへの協力	42
	(2) その他	42
9) .	創薬支援ネットワーク及び創薬支援戦略部による支援について	43
1	0.	AMED 知財コンサルタントによる知財戦略立案の支援等について	43
XI.	照会先	Ē	45
XII.	公募研	T究開発課題	46

1. はじめに

本公募要領に含まれる公募研究開発課題は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下、「AMED」という。)が実施する再生医療実現拠点ネットワークプログラム(幹細胞・再生医学イノベーション創出プログラム)研究事業の研究開発課題です。

1. 事業概要

(ア)「再生医療の実現化ハイウェイ構想」、「再生医療実現拠点ネットワークプログラム」について

AMED では各省連携プロジェクト「再生医療の実現化ハイウェイ構想」に基づき、「再生医療実現拠点ネットワークプログラム」、「再生医療実用化研究事業」及び「再生医療の産業化に向けた評価基盤技術開発事業」が連携して基礎から臨床段階まで切れ目なく一貫した支援を行っています。

「再生医療実現拠点ネットワークプログラム」では、iPS 細胞等を使った再生医療について、オールジャパン体制で研究開発を推進し、日本発の iPS 細胞技術を世界に先駆けて臨床応用することを目的としています。また、疾患発症機構の解明、創薬研究等を実施しています。再生医療の実現には、生命倫理や個人情報の保護等について社会のコンセンサスを得るとともに、様々な規制をクリアする必要がありますが、本事業では全体として、それらの倫理関係や規制関係に対するサポート体制を構築しています。

「再生医療実現拠点ネットワークプログラム」では、これまで、以下の各サブプログラムにおいて、目的や実施内容に応じた各種の拠点・課題を構築しています。

(1) iPS 細胞研究中核拠点/疾患・組織別実用化研究拠点(拠点A・拠点B)/技術開発個別課題

iPS 細胞の標準化、安全性の確保をおこないつつ、再生医療用 iPS 細胞ストックの構築をめざして必要な研究開発を長期的に実施する拠点を「iPS 細胞研究中核拠点」として構築するとともに、「iPS 細胞研究中核拠点」で作製される再生医療用 iPS 細胞等を用いて、臨床研究を実施するために必要な研究開発をおこない、責任を持って臨床応用をおこなう拠点を「疾患・組織別実用化研究拠点(拠点 A・拠点 B)」として構築しています。また、これらの拠点と連携して iPS 細胞等の臨床応用の幅を広げる技術開発や、より高度な再生医療を目指した技術開発、iPS 細胞等の産業応用を目指した技術開発を「技術開発個別課題」として実施しています。

(2) 再生医療の実現化ハイウェイ

再生医療のいち早い実現のため、連続的に再生医療研究を支援するとともに、疾患・組織別実 用化研究拠点と連携しさらに研究を加速します。

(3)疾患特異的 iPS 細胞を活用した難病研究

病態解明、創薬の進まない難治性・希少性疾患に対する研究を疾患特異的 iPS 細胞を用いることで推進し、治療薬の創出を図ります。

(イ)「幹細胞・再生医学イノベーション創出プログラム」について

将来に渡り、再生医療について我が国が世界をリードし、これまで治療法が無かった難治性疾患患者に革新的医療技術を提供していくためには、中長期的な観点から将来の再生医療の可能性を広げる基礎的研究を推進することが重要です。このため、幹細胞・再生医学分野の発展および次世代の革新的な再生医療の実現に資する、目標達成型の基礎的研究の支援を行うため、「再生医療実現拠点ネットワークプログラム」の新たなサブプログラムとして、「幹細胞・再生医学イノベーション創出プログラム」を実施します。

なお、「幹細胞・再生医学イノベーション創出プログラム」においては、国際的競争力の高い優れた研究成果が期待できる、革新的・独創的な発想に基づく研究を重視します。また、幹細胞・再生医学分野におけるイノベーション創出に資する異分野連携・国際性を有する研究も重視します。さらに、研究の継続的な発展には、人材の育成が必要であることから、特に若手研究者に対する支援を行います。

2. 事業の構成

(1) 事業実施体制

医療分野研究開発推進計画に基づき、競争的資金の効率的な活用を図り、優れた成果を生み出していくための円滑な実施を図るため、プログラムスーパーバイザー(以下、「PS」という。)及びプログラムオフィサー(以下、「PO」という。)等を研究事業内に配置します。

PS 及び PO 等は、本事業全体の進捗状況を把握し、事業の円滑な推進のため、必要な指導・助言等を行います。また、研究機関及び研究者は、PS 及び PO 等に協力する義務を負います。PS 及び PO 等による指導、助言等を踏まえ、必要に応じて計画の見直し、変更、中止、各課題の実施体制の変更等を求めることがあります。

各研究開発課題については、「課題評価委員会」により、事業最終年度に事後評価を行います。

(2) 代表機関と分担機関の役割

本事業において、研究開発課題は「代表機関」及び必要に応じて「分担機関」が実施します。

- (a) 「代表機関」とは研究開発代表者が所属し、AMED と直接委託研究開発契約を締結する研究機関*をいいます。
- (b) 「分担機関」とは研究開発分担者が所属し、AMED と直接委託研究開発契約又は、再委託研究開発契約を締結する「代表機関」以外の研究機関*をいいます。
- ※ 本事業における機関との委託研究開発契約の詳細については V. 章をご参照ください。

Ⅱ. 応募に関する諸条件等

1. 本事業の応募資格者

本事業の応募資格者は、以下(1)~(5)の要件を満たす国内の研究機関等に属し、応募に係る研究開発課題について、研究開発実施計画の策定や成果の取りまとめ等の責任を担う能力を有する研究者(「研究開発代表者」)とします。

- (1) 以下の(a) から(f) までに掲げる国内の研究機関等
 - (a) 国の施設等機関^{※1}(「研究開発代表者」が教育職、研究職、医療職^{※2}、福祉職^{※2}、指定職^{※2} 又は任期付研究員である場合に限る。)
 - (b) 地方公共団体の附属試験研究機関等
 - (c) 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関等
 - (d) 研究を主な事業目的としている特例民法法人並びに公益社団法人及び公益財団法人(以下、「特例民法法人等」という。)
 - (e) 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第2条に規定する 独立行政法人
 - (f) その他 AMED 理事長が適当と認めるもの
 - ※1 内閣府及び国家行政組織法第3条第2項に規定される行政機関に置かれる試験研究機関、検査検定機関、 文教研修施設、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設をいいます。
 - ※2 病院又は研究を行う機関に所属する者に限ります。
- (2) 課題が採択された場合に、課題の遂行に際し、機関の施設及び設備が使用できること。
- (3) 課題が採択された場合に、契約手続き等の事務を行うことができること。
- (4) 課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権(特許、著作権等を含む。) に対して、責任ある対処を行うことができる機関であること。
- (5) 本事業終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者の支援を行うことができる機関であること。

また、委託研究開発契約の履行能力を確認するため、審査時に、「代表機関」及び「分担機関」の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

2. 採択後契約締結までの留意点

(1) 採択の取消し等について

本課題採択後において、機構が指示する提出物の提出期限を守らない場合、当該研究に参加する研究者につき一定期間応募・参加制限がされた場合、不正行為等に関する本調査が開始された場合等は、採択の取消し等を行うことがあります。

(2) 調査対象者・不正行為認定を受けた研究者について

機構は、委託研究開発契約の締結にあたって、研究機関に対し、次の(a)から(c)について表明保証していただきますので、ご留意ください。

※この項目における「国の不正行為等対応ガイドライン」とは次のガイドラインをいいます。

(文部科学省系事業)

- ・研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成 26 年 8 月 26 日文部 科学大臣決定)
- ・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正)
- (a) 研究機関において、本課題の研究開発の責任者として「研究開発代表者」又はこれに相当する肩書きの記載をされた者及び研究開発代表者と研究項目を分担し、かつ、分担した研究項目の遂行に必要な研究資金の配分を受け、これを使用することができる者として「研究開発分担者」又はこれに相当する肩書きの記載をされた者が、国の不正行為等対応ガイドラインに基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者(但し、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。)ではないこと
- (b) 研究機関において、国の不正行為等対応ガイドラインに基づく本調査(以下「本調査」という。)の対象となっている者が研究開発計画書における研究開発代表者及び研究開発分担者に含まれている場合には、当該対象者について、委託研究開発契約締結日前までに機構に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき機構の了解を得ていること
- (c) 研究機関において、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していること
 - *機構と委託研究開発契約を締結している研究機関が第三者と委託契約を締結(機構からみると、再委託契約にあたります。この第三者について、以下「委託先」といいます。)している場合には、当該研究機関は、委託先に所属する研究者のうち「研究開発分担者」(これに相当する肩書きの記載がある者も含む)についても、表明保証の対象となりますので、留意してください。

3. 研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除について

(1) 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題(研究開発資金等が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、国または独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、または経費の削減(以下、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがあります。

- ・実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募が あった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当者に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(2) 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が 異なる場合においても、当該研究者または研究グループ(以下、本項目ではこれらをあわせて 「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限 度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合に は、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)に対する当該研究の 実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合 等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当者に報告してください。この 報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※総合科学技術・イノベーション会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」に基づきます。なお、研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

(3) 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(または採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため、求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

(4) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

「研究開発提案書」に、他府省を含む他の競争的資金等の受入状況(制度名、研究課題名、 実施期間、予算額、エフォート等)を記載していただく場合があります。記載内容について、 事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し、または減額配分とすることがあります。

4. 本事業を実施する研究機関の責務等について

(1) 法令の遵守

研究機関は、本課題の実施にあたり、その原資が公的資金であることを確認するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、不正行為(*1)、不正使用(*2)または不正受給(*3)(以下、これら3つをあわせて「不正行為等」という。)を防止する措置を講じることが求められます。

* 1 不正行為の定義

「不正行為」とは、研究者等により研究活動において行われた、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等(以下「論文等」という。)の捏造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次に定めるところによる。

ア捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果 等を真正でないものに加工すること。

ウ盗用

他の研究者等のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

*2 不正使用の定義

「不正使用」とは、研究者等による、故意又は重大な過失による、公的研究資金の他の用途への使用又は公的研究資金の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用(研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等に違反した研究資金の使用を含むがこれらに限られない)をいいます。

*3 不正受給の定義

「不正受給」とは、研究者等が、偽りその他不正の手段により公的研究資金を受給することをいう。

※上記定義において、「研究者等」とは、公的研究資金による研究活動に従事する研究 者、技術者、研究補助者その他研究活動又はそれに付随する事務に従事する者をい います。

(2) 研究倫理教育プログラムの履修・修了

不正行為・不正使用・不正受給を未然に防止する取組みの一環として、機構は、事業に参画する研究者に対して、研究倫理教育に関するプログラムの履修・修了を義務付けることとします。 研究機関には、研究者に対する倫理教育を実施し、その履修状況を機構に報告していただきます (詳細は、後記6.及び AMED のホームページをご覧下さい。)。

なお、機構が督促したにもかかわらず当該研究者等が定める履修義務を果たさない場合は、 委託研究開発費の全部または一部の執行停止等を研究機関に指示することがあります。研究機 関は、指示にしたがって委託研究開発費の執行を停止し、指示があるまで、委託研究開発費の 執行を再開しないでください。

(3) 利益相反の管理について

研究の公正性、信頼性を確保するため、機構の「研究活動における利益相反の管理に関する規則」(平成28年3月17日平成28年規則第35号)に基づき、研究開発課題に関わる研究者の利益相反状態を適切に管理するとともに、その報告を行って頂きます。

研究機関等が機構事業における研究開発において、研究開発代表者及び研究開発分担者の利益相反を適切に管理していないと機構が判断した場合、機構は研究機関に対し、改善の指導又は研究資金の提供の打ち切り並びに機構から研究機関に対して既に交付した研究資金の一部又は全部の返還請求を行うことがあります。(詳細は、後記6. 及び AMED のホームページをご覧下さい。)。

(4) 法令・倫理指針等の遵守について

研究開発構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究開発、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究開発、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究開発等、法令・倫理指針等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。

遵守すべき関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究停止や契約解除、 採択の取り消し等を行う場合がございますので、留意してください。

また、研究開発計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究開発又は 調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、適切な対応を行っていただきます ようお願いいたします。

これらの関係法令・指針等に関する研究機関における倫理審査の状況については、事業年度の 終了後一定期間内に、機構に対して利益相反管理の状況とともに機構に対して報告を行って頂く 予定です。

特にライフサイエンスに関する研究開発について、各府省が定める法令等の主なものは以下のとおりです。このほかにも研究開発内容によって法令等が定められている場合がありますので、最新の改正をご確認いただきますようお願いいたします。

- 〇ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成 12 年法律第 146 号)
- 〇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 18 年法律第 106 号)
- 〇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律 (平成 15 年法律 第 97 号)
- 〇再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)
- 〇特定胚の取扱いに関する指針(平成13年文部科学省告示第173号)
- 〇ヒト ES 細胞の樹立に関する指針 (平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号)
- 〇ヒト ES 細胞の分配及び使用に関する指針 (平成 26 年文部科学省告示第 174 号)
- 〇ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」(平成 22 年文部科学省告示 88 号)
- 〇ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済 産業省告示第 1 号)
- 〇医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)
- 〇医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成17年厚生労働省令第36号)
- 〇再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成26年厚生労働省第89号)
- 〇医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第21号)
- 〇医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年厚生労働省令 第 37 号)
- 〇再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年厚生労働省令第 88 号)
- 〇手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について (平成 10 年厚生科学審議会答申)
- 〇人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (平成 26 年度文部科学省・厚生労働省告示第 3号)
- 〇遺伝子治療等臨床研究に関する指針(平成27年厚生労働省告示第344号)
- 〇ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (平成 22 年文部科学省・厚生 労働省告示第 2 号)
- 〇研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18 年文部科学省告示第 71号)、厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18年 6月1日付厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知)又は農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18年 6月1日付農林水産省農林水産技術会議事務局長通知)
 - ※生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記ウェブサイトを参照してください。

文部科学省ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」

http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html

厚生労働省「研究に関する指針について」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html

(5) 委託研究開発費の執行についての管理責任

委託研究開発費は、委託研究開発契約に基づき、その全額を委託研究開発費として研究機関に執行していただきます。そのため、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)に示された「競争的資金等の管理は研究機関の責任において行うべき」との原則に従うとともに、このガイドラインに示された「機関に実施を要請する事項」等を踏まえ、研究機関の責任において研究費の管理を行っていただきます。

※ガイドラインは、次のウェブサイトを参照してください。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」

(平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正)

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/__icsFiles/afieldfile/20 14/03/18/1343906 02.pdf

(6) 体制整備等自己評価チェックリストの提出について

(a)体制整備に関する対応義務

各研究機関は、「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正)等に則り、研究機関に実施が要請されている事項につき(公的研究費の管理・監査に係る体制整備を含む)遵守し、実施されていること等について、表明保証を行っていただきます。

体制整備に不備があると判断された研究機関については、採択の取消しや、委託研究開発契約を解除すること等がありますので留意してください。

(b) 体制整備等の確認について

本事業の契約にあたり、各研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況等を体制整備等自己評価チェックリスト(以下「チェックリスト」といいます。)により文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査への対応お願いする場合があります。

そのため、下記ウェブサイトの様式に基づいて、公募要領等に記載の日時までに、各研究機関から文部科学省に、府省共通研究開発管理システム (e-Rad)を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

(c) チェックリストの提出の必要性

文部科学省系の他事業への応募等にあたって本年度に入り既にチェックリストを一度提出 している場合は、同年度における文部科学省系の別事業への応募又は委託研究開発契約締結 に際して、新たに提出する必要はありません。 なお、チェックリストは公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて年1回程度の提出が求められておりますので、翌年度以降も継続して事業を実施する機関は、翌年度以降 も、年1回改めて文部科学省へ提出をお願いします。

※e-Rad への登録

チェックリストの提出にあたっては、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします。登録には通常 2 週間程度を要しますので十分ご注意ください。手続きの詳細は、以下の e-Rad 所属研究機関向けページの「システム利用に当たっての事前準備」をご覧ください。

http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html

http://www.mext.go.jp/a menu/kansa/houkoku/1324571.htm

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

(d)調査への協力

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省による体制整備等の状況に関する調査に協力をいただくことがあります。

(e) 公的研究費の管理条件付与及び間接経費削減等の措置について

公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備があると判断された研究機関については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)に則り、文部科学省から改善事項及びその履行期限(1年)を示した管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、機構から研究機関に対し、研究資金における間接経費の削減、競争的資金配分の停止などの措置が講じられることとなりますのでご留意ください。

※下記のウェブサイトをご参照ください。

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」 (平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)

 $http://www.\ mext.\ go.\ jp/component/a_menu/science/detail/__icsFiles/afieldfile/20\\14/03/18/1343906_02.\ pdf$

5. 本事業の研究活動に参画する研究者の責務等について

(1) 委託研究開発費の公正かつ適正な執行について

本事業の研究活動に参画する研究者等は、機構の委託研究開発費が国民の貴重な税金で 賄われていることを十分に認識し、公正かつ適正な執行及び効率的な執行をする責務がありま す。

(2) 応募における手続等

研究開発担当者となる研究者等は、応募に際しては必要に応じて、所属研究機関への事前説明 や事前承諾を得る等の手配を適切に行ってください。

(3) 研究倫理教育プログラムの履修・終了

機構の事業に参画する研究者は、不正行為・不正使用・不正受給を未然に防止するために研究 倫理教育に関するプログラムを修了する必要があります(詳しくは、後記6. をご覧下さい。) なお、研究倫理教育プログラムの修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、委 託研究開発費の執行を停止等することがありますので、ご留意ください。

6. 研究倫理プログラムの履修等について

(1) 履修プログラム・教材について

後記2の履修対象者は、以下のいずれかのプログラム・教材を履修してください。

- ・CITI Japan e-ラーニングプログラム
- ・「科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得一」 (日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会)
- ・研究機関等が、上記と内容的に同等と判断したプログラム

(2) 履修対象者について

履修対象者は、研究機関等が、機構の所管する研究費により行われる研究活動に実質的に参 画していると判断する研究者です。

(3) 履修時期について

履修対象者は、原則、研究開発期間の初年度内に履修してください。その後も適切に履修して ください(過去の履修が有効となる場合があります。)。

詳細は AMED のホームページ (http://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/) 掲載の Q&A をご参照ください。)。

(4) 研究機関等の役割について

研究機関等は、自己の機関(委託先を含む。)に属する上記2の履修対象者に、上記1のプログラム・教材による研究倫理教育を履修させ、履修状況を機構へ報告してください。

(5) 履修状況の報告について

研究機関等が取りまとめのうえ、機構が指定する様式の履修状況報告書を、機構(研究公正・法務部)に電子ファイルで提出してください(押印は不要です。)。

報告対象者:平成28年度に開始された事業における履修対象者

提出期限:平成29年5月末日

提出書類:「研究倫理教育プログラム履修状況報告書」(機構のホームページより様式をダウンロードしてください。)

URL : http://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/

提出先・方法: kenkyuukousei"at"amed.go.jpへ電子メールで送信してください。

"at"の部分を@に変えてください。 件名【平成 28 年度履修状況報告書 ▲▲】として、▲▲には研究機関等の 名称を記載してください。

7. 利益相反の管理について

- (1) 対象事業・課題について
 - 1) 平成28年度以降に開始する全ての研究開発課題
 - ・研究開発に該当しないもの(基盤整備・人材育成等)については対象外となります。
 - ・平成28年4月1日時点において利益相反規定又は利益相反委員会の整備が未了の研究機関等については、平成30年3月31日まで機構の「研究活動における利益相反の管理に関する規則」の適用を除外するものとします。ただし、これらの研究機関等においても、機構の事業に参加する研究者の利益相反につき、適切な管理に努めてください。
 - 2) 平成 27 年度以前に開始している研究開発課題のうち規則別表に掲げる事業における課題
 - ・ただし、規則別表に掲げる事業以外の事業における、平成27年度以前に開始している課題 についても、機構の事業に参加する研究者の利益相反につき、適切な管理に努めて下さい。
- (2) 対象者について

研究開発代表者及び研究開発分担者

(3) 報告書の提出について

各研究機関等は、研究機関等に所属する研究開発代表者及び研究開発分担者について、参加している課題ごとに、倫理審査及び利益相反管理の状況報告書を作成し、研究機関等の機関長の押印を行った上で、各課題を担当する事業課宛に郵送にて提出して下さい(なお、各研究機関等は、委託先機関における研究開発分担者の報告書もとりまとめて提出して下さい)。提出期限は、各年度終了後又は委託研究開発課題終了後61日以内となります。

- * 詳細については、次のウェブサイトをご確認下さい。
 - ・研究活動における利益相反の管理に関する規則

http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/riekisohan_kisoku.pdf

- 規則 Q&A

http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/riekisohan_kisoku-qa.pdf

倫理審査状況及び利益相反管理状況報告書

http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/riekisohan_houkokuyoshiki.docx

- 8. 不正行為・不正使用・不正受給への対応について
- (1) 本事業に係る不正行為・不正使用・不正受給の報告及び調査への協力等

本事業に関し、研究機関に対して不正行為・不正使用・不正受給(以下、これらをあわせて「不正行為等」という。)に係る告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む)があった場合は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)、「研究活動の不正行為への対応等

に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)、機構の「研究活動における 不正行為等への対応に関する規則」(平成 27 年 4 月 1 日制定、平成 28 年 2 月 19 日改正 平成 28 年規則第 34 号)に則り、速やかに当該予備調査が開始したことを機構に報告してください。

研究機関において、本調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査方針、調査 対象及び方法等について機構と協議しなければなりません。

この場合、機構は、必要に応じて、本調査中の一時的措置として、被告発者等及び研究機関に対し、本事業の研究費の使用停止を命じることがありますのでご留意ください。

また、研究機関は、機構の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」(平成 27 年 4 月 1 日制定、平成 28 年 2 月 19 日改正 平成 28 年規則第 34 号)に定められた期限以内 に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査 体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を機構に提出してください。

なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、 機構に報告する必要がある他、機構の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報 告及び調査の中間報告を機構へ提出する必要があります。

研究機関は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、機構への当該事案に係る資料の提出又は機構による閲覧、現地調査に応じなければなりませんので留意してください。

研究機関が最終報告書の提出期限を遅延した場合は、機構は、研究機関に対し、間接経費の一定割合削減、委託研究開発費の執行停止等の措置を行う場合がございます。その他、報告書に盛り込むべき事項等、詳しくは「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)、「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)、機構の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」(平成27年4月1日制定、平成28年2月19日改正 平成28年規則第34号)を参照してください。

(2) 不正行為・不正使用・不正受給が認められた場合について

本事業において、不正行為等があった場合、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正)、「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)、機構の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」(平成 27 年 4 月 1 日制定、平成 28 年 2 月 19 日改正 平成 28 年規則第 34 号)に基づき、研究機関及び研究者に対して、次のような措置を行います。

1) 交付決定の取消し等

機構は、本事業において不正行為等が認められた場合は、研究機関に対し、委託研究開発 契約を解除し、委託研究開発費の全部または一部の返還を求めます。また、次年度以降委託 研究開発費を交付しないことがあります。

2) 応募及び参加の制限

本事業において、不正行為が認定された者や、不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任が

あると認定された者に対し、不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、機 構の事業への応募及び参加の制限を行います。

【不正行為の場合】

※認定された日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降1年以上10年以内の間で不正行為への関与による区分を勘案して相当と認められる期間

	不正行為への関与による区分			不正行為の程度	相当と認め
不正行為に関与した者 2 不正					られる期間
不正行為に関与した者 た場合など、特に悪質な者 当該論文等の責当該分野の研究の進展 5~7年 行為があった研究に係る論文等のに係る論文等のに係る論文等の表別であるとの表別であるとの表別である。 代表執筆者又は表別の表別であると別の表別であるとの表別では、表別では、大きく、又は行為の表別である。 当該分野の研究の進展 3~5年 著者 同等の責任を負うものと認定されたもの)が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの 本の影響や社会的影響がある。 上記以外の著者 上記以外の著者 2~3年		1 研究の)当初から不正行		10年
注記以外の著者 当該分野の研究の進展		為を行うこ	とを意図してい		
注記以外の著者 当該分野の研究の進展	不正行為	た場合など	、特に悪質な者		
た者 行為があった研究 つた研究 つた研究 に係る論 に係る論 文等の に係る論 文等の			1	当該分野の研究の進展	5~7年
つた研究 (監修責任者、 が大きく、又は行為の	た者	行為があ			·
に係る論 文等の 著者代表執筆者又は これらのものと 		った研究	(監修責任者、	が大きく、又は行為の	
文等の 著者これらのものと 同等の責任を負 うものと認定さ れたもの)れるもの 当該分野の研究の進展 への影響や社会的影響 が小さく、又は行為の 悪質性が低いと判断さ れるもの上記以外の著者2~3年		に係る論	代表執筆者又は		
著者 同等の責任を負 うものと認定さ への影響や社会的影響 れたもの) が小さく、又は行為の 悪質性が低いと判断さ れるもの 上記以外の著者 2~3年					
うものと認定さ への影響や社会的影響 れたもの) が小さく、又は行為の 悪質性が低いと判断さ れるもの 上記以外の著者 2~3年				3~5年	
れたもの) が小さく、又は行為の 悪質性が低いと判断さ れるもの 上記以外の著者 2~3年			うものと認定さ		
悪質性が低いと判断されるもの 上記以外の著者 2~3年			れたもの)		
れるもの 上記以外の著者 2~3年					
3 1及び2を除く不正行 2~3年			上記以外の著者		2~3年
		3 1及ひ	「2を除く不正行		2~3年
為に関与した者	為に関与した者				·
	 不正行為に関与していないものの、不			当該分野の研究の進展	2~3年
正行為のあった研究に係る論文等の責 への影響や社会的影響					
 任を負う著者(監修責任者、代表執筆 が大きく、又は行為の				が大きく、又は行為の	
者又はこれらの者と同等の責任を負う 悪質性が高いと判断さ				悪質性が高いと判断さ	
と認定された者) れるもの				れるもの	
当該分野の研究の進展 1~2年				当該分野の研究の進展	1~2年
への影響や社会的影響					-
が小さく、又は行為の					
悪質性が低いと判断さ					
れるもの				れるもの	

【不正使用・不正受給の場合】

※研究費等の執行停止などを行った日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降 1年以上10年以内の間で不正使用及び不正受給の内容を勘案して相当と認めら れる期間

不正使用及び不正受				1
大田	不正使用及び不正受			応募制限期間※3(補
(1)個人の利益を得るための私的流用 10年 1. 不正使用を行った 研究者及びそれに共 謀した研究者 (2) (1)以外 (2) (1)以外 (2) (1)以外 (3)社会への影響が小さく、行為 の悪質性も高いと判断される もの (2)①及び③以外のもの (3)社会への影響が小さく、行為 の悪質性も低いと判断される もの (3)社会への影響が小さく、行為 の悪質性も低いと判断される もの (5)を発した研究者 及びそれに共謀した 研究者 (6)を発した研究者 及びそれに共謀した 研究者 (7)を関するに対象を得るための私的流用 (7)を表に対象がある (7)を表に対象を表した。 (7)を表に対象を表に表した。 (8)をの他不正な 手段により競争的資 金を受給した研究者 及びそれに共謀した 研究者 (7)を表により、表には、と判断される 「1)を表により、表には、と判断される 「1)を表により、表には、と対象を表により、表には、と対象を表により、表には、と対象を表により、表には、と対象を表により、表には、と対象を表により、表には、表には、表には、表には、表には、表には、表には、表には、表には、表には	給に係る応募制限の	不正使用の程度		助金等を返還した年
1. 不正使用を行った 研究者及びそれに共 謀した研究者 (2) (1)以外 (2) (1)以外 (2) (1)以外 (3) 社会への影響が大きく、行為 もの (2) (1)以外 (3) 社会への影響が小さく、行為 の悪質性も低いと判断される もの (2) (3) 社会への影響が小さく、行為 の悪質性も低いと判断される もの (4) (5) (6) (7) (7) (7) (8) (7) (8) (9) (1) (9) (1) (1) (1) (1) (2) (2) (1) (2) (3) (2) (3) (4) (4) (3) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	対象者			度の翌年度から※4)
1. 不正使用を行った 研究者及びそれに共 謀した研究者 (2) ② ①及び③以外のもの 2~4年 ② ①及び③以外のもの 2~4年 ③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの 1年 2. 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者 5年 3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 不正使用を行った研究者の応募制限期間の半分(上限2年、下限1年、端数切り		(1)個人の利益を	を得るための私的流用	10年
1. 不正使用を行った 研究者及びそれに共 謀した研究者 (2) (2) ② ①及び③以外のもの 2~4年 ③ 社会への影響が小さく、行為 の悪質性も低いと判断される もの 1年 2. 偽りその他不正な 手段により競争的資 金を受給した研究者 及びそれに共謀した 研究者 5年 3. 不正使用に直接関与していないが善管注 意義務に違反して使用を行った研究者 不正使用を行った研究者 ア者の応募制限期間の半分(上限2年、下限1年、端数切り			① 社会への影響が大きく、行為	
研究者及びそれに共 謀した研究者			の悪質性も高いと判断される	5年
謀した研究者 (1)以外 ② ①及び③以外のもの 2~4年 ③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの 1年 2. 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者 5年 3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 不正使用を行った研究者の応募制限期間の半分(上限2年、下限1年、端数切り		(0)	もの	
③ 社会への影響が小さく、行為 の悪質性も低いと判断される もの 2. 偽りその他不正な 手段により競争的資 金を受給した研究者 及びそれに共謀した 研究者 3. 不正使用に直接関 与していないが善管注 意義務に違反して使 用を行った研究者 「取1年、端数切り		_/	② ①及び③以外のもの	2~4年
まの まの まの また		(1) 257	③ 社会への影響が小さく、行為	
2. 偽りその他不正な 手段により競争的資金を受給した研究者 5年 及びそれに共謀した研究者 不正使用を行った研究者 3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 不正使用を行った研究者			の悪質性も低いと判断される	1年
手段により競争的資 金を受給した研究者 及びそれに共謀した 研究者 3. 不正使用に直接関 与していないが善管注 意義務に違反して使 用を行った研究者 5年 不正使用を行った研究者 不正使用を行った研究者 「限1年、端数切り			もの	
金を受給した研究者 及びそれに共謀した 研究者 3. 不正使用に直接関 与していないが善管注 意義務に違反して使 用を行った研究者 5年 不正使用を行った研究者 不正使用を行った研究者 「限1年、端数切り	2. 偽りその他不正な			
及びそれに共謀した 研究者 3. 不正使用に直接関 与していないが善管注 意義務に違反して使 用を行った研究者 不正使用を行った研究者 不正使用を行った研究者 不正使用を行った研究者 不正使用を行った研究者 不正使用を行った研究者 不正使用を行った研究者 不正使用を行った研究者 不正使用を行った研究者	手段により競争的資			
研究者 3. 不正使用に直接関 与していないが善管注 意義務に違反して使 用を行った研究者 不正使用を行った研究者 不正使用を行った研究者 不正使用を行った研究者 不正使用を行った研究者 不正使用を行った研究者 不正使用を行った研究者 不正使用を行った研究者 下限1年、端数切り	金を受給した研究者			5年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 不正使用を行った研究者 不正使用を行った研究者 不正使用を行った研究者 でより では、 下限1年、端数切り	及びそれに共謀した			
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 常ない では、	研究者			
与していないが善管注 意義務に違反して使 用を行った研究者	2 不正体田仁直拉朋			不正使用を行った研
意義務に違反して使 用を行った研究者 間の半分(上限2年、 下限1年、端数切り				究者の応募制限期
用を行った研究者 下限1年、端数切り				間の半分(上限2年、
用を行つ7に研究者 捨て)				下限1年、端数切り
	用を行つた研究者 			捨て)

※3 以下の場合は申請及び参加を制限せず、厳重注意を通知する。

- ・1. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・3. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

また、本事業において、不正行為等が認定され、応募及び参加制限が講じられた場合、関係府省及び関係府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等の担当に情報提供することにより、関係府省の研究資金制度において、同様に、応募及び参加が制限される場合があります。

3)他の研究資金制度で応募及び参加の制限が行われた研究者に対する制限

本事業以外の文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及 び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省 関連の競争的資金制度において、不正行為等が認められ応募及び参加の制限が行われた研究者 については、その期間中、本事業への応募及び参加資格を制限します。事業採択後に、当該研 究者の本事業への応募又は参加が明らかとなった場合は、当該事業の採択を取り消すこと等が あります。また委託研究開発契約締結後に、当該研究者の事業への参加が明らかとなった場合 は、当該契約を解除すること等があります。 「他の競争的資金制度」について、【平成28年度以降】に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、【平成27年度以前】に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下の HP をご覧ください。

http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin28_seido_ichiran.pdf

4) 他の研究資金制度で不正行為等を行った疑いがある場合について

本事業に参画している研究者が、他の研究資金制度で不正行為等を行った疑いがあるとして 告発等があった場合、当該研究者の所属機関は、当該不正事案が本調査に入ったことを、機構 に報告する義務があります。

当該報告を受けて、機構は、必要と認める場合には、委託研究開発費の使用の一時停止を指示することがありますので、留意してください。

また、当該研究者の所属機関が上記の報告する義務を怠った場合には、委託研究開発契約の解除等を行う場合があります。

5) 不正事案の公表

本事業において、上記 1) 及び 2) の措置・制限を実施するときは、当該事案の内容(不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等)について、文部科学省において原則公表します。

また、ガイドラインにおいては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに 調査結果を公表する*こととされていますので、各機関において適切に対応してください。

※文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動において特定不正行為が認定された事案 http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360839.htm

*詳細については、次のウェブサイトを確認してください。

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)

 $http://www.\ mext.\ go.\ jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.\ pdf$

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正)

 $http://www.\ mext.\ go.\ jp/component/a_menu/science/detail/__icsFiles/afieldfile/2014/03/18/1343906_02.\ pdf$

機構の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」

(平成 28 年 2 月 19 日改正 平成 28 年規則第 34 号)

http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/amed_kenkyufuseikisoku.pdf

Ⅲ. 公募・評価の実施方法

- 1. 採択予定課題数
- XII. 公募研究開発課題の項参照。
- 2. 実施予定額
- XII. 公募研究開発課題の項参照。

実施予定額は事前評価の結果等により、査定されることがあります。また、2年目以降の額については、初年度予定額と同額とし、事業外の資金確保状況(見込み)を踏まえて計画を立ててください。ただし、採択後において各年度の予算の状況により配分額に変動が生じる可能性があります。なお、必要に応じて、審査の段階で事務局から積算内容について意見聴取を行うことがあります。

3. 若手研究者の登用の推進(※研究開発代表者が若手研究者の要件に適合する場合は除く) 「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」(平成 23 年度 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm)において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

本事業は、公的研究費を支出する事業共通の意義として、広く我が国の未来を担う研究者を育成し、また育てられた人材を通じて研究成果を社会へ還元する意義を有しています。そのような観点から、本事業では、人材育成の推進をはかること等を目的として、それに適う研究員の登用を支援します。

この支援によって雇用される者を若手研究者と呼び、以下の3つの条件を満たす者とします。

- 平成28年4月1日時点において、博士等の学位を有する者又はこれと同等以上の研究能力があると認められる者。ただし、医師(日本の医師免許取得者)については、博士の学位の有無に関わらず医学部卒業後2年以上を経過した者。
- 当該研究に参加している期間中、他の職を主たる職としない者
- 平成 28 年 4 月 1 日時点において、年齢が満 39 歳以下の者(昭和 51 年 4 月 2 日以降に生まれた者)。
- ただし、産前・産後休業及び育児休業をとった者は、満 39 歳以下の制限に、その日数 を加算することができる。
- Ⅱ. 1. (1)に所属する者。

若手研究者の登用を希望する際は、研究開発提案書(様式1)「18.研究者育成について」にその旨を明示し、指定の履歴書(別添様式1)及び若手研究者育成計画書(別添様式2)を提出してください。履歴書には当該若手研究者のこれまでの研究実績、従事する研究内容とその計画等を記載し、若手研究者育成計画書には指導体制、育成計画、育成環境等を記載してください。

なお、研究開発提案課題が採択されても、必ずしも若手研究者が登用されるとは限りませんので、 若手研究者の登用ができなかった場合でも研究本体の進捗が担保できる「研究計画・方法」としてく ださい。

※平成28年度の若手研究者登用は、1採択課題あたり1名程度、本事業合計5名程度の予定です。

- ※ 若手研究者の登用期間は、原則として1年以内とします。ただし、対象となる研究開発課題の継続実施が認められ、かつ、当該若手研究者の研究成果が良好と評価され引き続き採用する必要があるものと認められた場合は、研究開発実施期間を上限として1年以内ごとに登用期間を更新することができます。
- ※ 原則、新規の若手研究者登用の申請は新規の研究開発課題提案時にのみできるものとします。

若手研究者の登用を申請する際は、若手研究者の登用に要する経費(以下、「若手研究者登用費」という。)は一人当たり6,000千円(間接経費を含む。)を上限とし、研究開発の内容に係る経費(以下、「基本経費」という。)と合算した金額を研究開発提案書(様式1)内「3.当該年度の計画経費」に記載してください。また、同「19.(1)各年度別経費内訳」に若手登用費の希望額を計上してください。

採択及び若手研究者の登用が決定した場合、若手研究者の登用に要する経費は基本経費と合算して 支給します。

【リサーチ・レジデント制度】

直接雇用ができない研究機関(国及び地方自治体の施設等機関等)においては、AMED に雇用の推薦を頂き、AMED がリサーチ・レジデントとして若手研究者を雇用した上で、AMED の指揮監督のもと、対象となる委託研究開発に参加させることができます※。

リサーチ・レジデントは、対象となる委託研究開発課題の遂行を目的としており、研究機関における業務に従事することはできません。したがって、研究機関は、当該研究開発課題の遂行上及び機関の設備管理・安全衛生上、必要とされる範囲を除き、リサーチ・レジデントに対して指揮命令することは認められていません。

※ リサーチ・レジデントの受け入れを希望する場合、研究開発提案書(様式 1)「3. 当該年度の計画経費」には基本経費と希望するリサーチ・レジデントー人あたり一律6,000千円を合算した金額を、また同「19. (1)各年度別経費内訳」の若手研究者登用費の記載欄に一人当たり一律6,000千円で記載・計上してください。

リサーチ・レジデントを受け入れる研究機関に対しては、基本経費のみを支給します。

リサーチ・レジデントの受け入れを希望する場合には、事前に本事業担当までご相談をお願いします(問い合わせ先は「XI. 照会先」をご参照ください)。

4. 研究開発提案書等の作成及び提出

(1) 様式の入手方法

研究開発提案書の様式等、応募に必要な資料は、e-Rad ポータルサイト(http://www.e-rad.go.jp) 又は AMED のホームページ (http://www.amed.go.jp/koubo/) からダウンロードしてください。

(2) 研究開発提案書等の受付期間

- 平成28年6月3日(金)~平成28年7月15日(金)正午(厳守)
 - (注 1) e-Rad への登録において行う作業については、e-Rad の利用可能時間帯のみですのでご注意ください。
 - (注2) 全ての研究開発提案書等について、期限を過ぎた場合には一切受理できませんのでご注意ください。

(3) 研究開発提案書等の提出

提案書類の提出は、受付期間内に e-Rad にてお願いいたします。提案書類の記載(入力)に際しては、本項目及び研究開発提案書(様式 1)に示した記載要領等に従って、必要な内容を誤りなく記載してください。なお、受付期間終了後は提出いただいた提案書類の差し替え等には応じられません。

(a) e-Rad の使用に当たっての留意事項

操作方法に関するマニュアルは、e-Rad ポータルサイト (http://www.e-rad.go.jp/) から参照 又はダウンロードすることができます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

1)システムの利用可能時間帯

サービス時間は平日、休日ともに 00:00~24:00

(注) ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Rad の運用を停止することがあります。e-Rad の運用を停止する場合は、e-Rad ポータルサイトにて予めお知らせします。

2) 研究機関の登録

研究者が研究機関を経由して応募する場合、「研究開発代表者」が所属する研究機関及び「研究開発分担者」が所属する研究機関は、応募時までに e-Rad に登録されていることが必要となります。

研究機関の登録方法については、e-Rad ポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

3) 研究者情報の登録

「研究開発代表者」及び研究に参画する「研究開発分担者」は研究者情報を登録し、システムログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。研究機関に所属している研究者の情報は研究機関が登録します。なお、過去に文部科学省の科学研究費助成事業や厚生労働省の科学研究費補助金制度等で登録されていた研究者情報は、既にこのシステムに登録されています。研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を行ってください。研究機関に所属していない研究者の情報は、府省共通研究開発管理システム運用担当で登録します。必要な手続きは e-Rad ポータルサイトを参照してください。

(b) e-Rad 上で提出するに当たっての注意

1) 提案書類様式のダウンロード

制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードしてください。

2) ファイル種別

電子媒体の様式は、アップロードを行う前に PDF 変換を行う必要があります。PDF 変換はログイン後のメニューから行ってください。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、パソコンへインストールしてお使いいただくこともできます(システムへの負荷軽減と安定稼働の実現のため、旧システムでは可能だった Word 等の形式のままでの提出は行えなくなりました。)。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

3) 画像ファイル形式

提案書類に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データ(例えば、CAD やスキャナ、PostScript や DTP ソフト等別のアプリケーションで作成した画像等)を貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者向け操作マニュアル*を参照してください。

X https://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html

4)ファイル容量

アップロードできるファイルの最大容量は 10MB です。

5) 研究開発提案書のアップロード

提案書類は、PDFに変換しアップロードしてください。

6) 所属機関の承認

「研究開発代表者」から所属機関に e-Rad で申請した段階では応募は完了していません。所属機関の承認の手続きを必ず行ってください。

7) 受付状況の確認

受付期間終了時点で、システムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関処理中」となっていない研究開発提案書等は無効となります。提出締切日までに「配分機関処理中」にな

らなかった場合は、所属機関まで至急連絡してください。研究開発提案書等の受理確認は、 「受付状況一覧画面」から行うことができます。

8) 提出後の提案書類の修正

いったん提出した提案書類を修正するには、受付期間内に「引戻し」操作を行い、修正した後に再度提出する必要があります。具体的な操作については研究者向け操作マニュアルを参照してください。

9) その他

上記以外の注意事項や内容の詳細については、e-Rad ポータルサイト (研究者向けページ) に随時掲載されておりますので、ご確認ください。

※ 公募締切間際はe-Rad のシステム負荷が高く、申請に時間がかかる、完了できない等のトラブルが発生する場合がありますので、研究開発提案書等の作成には時間的余裕を十分にとって申請を完了してください。

(c) システムの操作方法に関する問い合わせ先

システムの操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ポータルサイトのヘルプデスク (0570-066-877、9:00~18:00 受付*) にて受け付けます。ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、公募要領の内容、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。 *** 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始 (12月29日~1月3日)を除く。

(4) スケジュール等

以下に今回実施する公募の公募開始から採択までのスケジュールを示します。

- 公募・提出期間 平成 28 年 6 月 3 日 (金) ~7 月 15 日 (金) 正午
- 書 面 審 査 平成28年7月下旬~平成28年8月上旬(予定)
- ヒアリング審査 平成28年9月上旬(予定)
 - (注 1) ヒアリング審査を実施する場合は、対象課題の研究開発代表者に対して、原則としてヒアリング審査の1週間前までに電子メールにて御連絡します(ヒアリング審査対象外の場合や、ヒアリング審査自体が実施されない場合には、この御連絡はいたしませんので、採択可否の通知までお待ちください)。ヒアリング審査の実施や日程に関する情報更新がある場合は、III. 4. (1)項に記載の AMED ウェブサイトの公募情報に掲載しますので、併せてご参照ください。ヒアリング審査の対象か否かに関する個別回答はいたしかねます。
 - (注 2) ヒアリング審査対象課題の研究開発代表者に対して、書面審査の過程で生じた照会事項を電子メールで送付する場合があります。当該照会事項に対する回答は、ヒアリング審査に先立ち、照会時に AMED が指定する期日までに事務局宛に電子メールで送付してください。
 - (注 3) ヒアリング審査の対象者は原則として研究開発代表者等とします。ヒアリング審査の日程は変更できません。
 - (注 4) ヒアリング審査終了後、必要に応じて、研究開発代表者に対して事務的な確認を行う場合があります。当該確認に対しては、AMED が指定する方法で速やかに回答してください。
- 採択可否の通知 平成28年9月中旬(予定)

- (注) 採択候補となった課題の研究開発代表者に対しては、審査結果等を踏まえた達成目標や実施計画、 実施体制等の修正を求めることや、研究開発費合計額の変更を伴う採択条件を付すことがあります。 これらの場合においては、計画の妥当性について、再度検討を行う可能性があります。
- 研究開発開始(契約締結等)予定日 平成28年10月14日(金)
 - (注) この「予定日」は、提案時に研究開始時期を見据えた最適な研究開発計画を立てていただくこと、また、採択決定後、契約締結等までの間で、予め可能な準備を実施していただき、契約締結後、速やかに研究を開始いただくこと、などを考慮して明示するものであり、契約締結等をお約束するものではありません。この「予定日」に契約を締結等するためには、研究開発計画(研究開発費や研究開発体制を含む。)の作成や調整について、研究機関等の皆様の御尽力をいただくことが必要となります。AMED においても、評価委員との調整などを速やかに実施し、早期の契約締結等に努めていきます。

5. 研究開発提案書等の評価の実施方法

(1) 評価方法

本事業における研究開発課題の採択にあたっては、実施の必要性、達成目標や計画の妥当性を把握 し、予算等の資源配分の意思決定を行うため、外部有識者による委員から構成される「課題評価委員 会」の事前評価により採択課題候補案及び実施予定額案を決め、これを基に AMED が決定します。

- (a) 事前評価は、AMED に設置した課題評価委員会において、非公開で行います。
- (b) 課題評価委員会は、提出された応募書類の内容について書面審査及び必要に応じて面接(ヒアリング審査)を行い、合議により採択課題候補案及び実施予定額案を決定します。なお、審査の過程で追加書類を求める場合もあります。
- (c) 課題評価委員会委員には、その職務に関して知り得た秘密について、その職を退いた後も含め漏洩や盗用等を禁じることを趣旨とする秘密保持遵守義務が課せられます。また、評価に当たっては、公正で透明な評価を行う観点から、利害関係者が加わらないようにしています。
- (d) 採択に当たっては、研究開発代表者に対して、課題評価委員会等の意見を踏まえ、実施計画、研究実施体制等の修正を求めることがあります。なお、今回設定された達成目標は事後評価の際の評価指標の1つとなります。
- (e) 事前評価終了後、採択の可否及び実施予定額を通知します。なお、審査の途中経過についての問い合わせには一切応じられません。
- (f) 採択課題の研究開発課題名や研究開発代表者氏名等は、後日、AMED ホームページへの掲載等により公開します。

(2) 事前評価における評価項目

本事業における課題の採択に当たっては、研究開発提案書(様式1)記載の各項目について以下の 観点に基づいて評価します。「分担機関」を設定した研究開発提案を行った場合は、研究開発を遂行 する上の「分担機関」の必要性と、「分担機関」における研究開発の遂行能力等も評価の対象となり ます。 事前評価における評価項目は、以下のとおりです。

- (1) 書面審査及びヒアリング審査の評価項目は、次のとおりとする。
 - ①事業趣旨等との整合性
 - ・事業趣旨、目標等に合致しているか
 - ・幹細胞・再生医学分野の発展および次世代の革新的な再生医療の実現に資する、目標達成型の提案がなされているか(なお、幹細胞・再生医学分野におけるイノベーション創出に資する異分野連携・国際性を有する研究も重視する)
 - ・若手枠については、特にチャレンジングな提案がなされているか
 - ②計画の妥当性
 - ・全体計画の内容と目的は明確であるか
 - ・年度ごとの計画は具体的なものでかつ、実現可能であるか
 - ・申請者等のエフォートは適切であるか
 - ③技術的意義及び優位性
 - ・独創性、新規性、革新性を有しているか
 - ・幹細胞・再生医学分野の発展に資する、国際的競争力の高い優れた研究成果が期待できるか
 - ・社会的ニーズに対応するものであるか
 - ・医療分野の研究開発の進展に資するものであるか
 - ・新技術の創出に資するものであるか

4)実施体制

- ・申請者を中心とした研究開発体制が適切に組織されているか
- 現在の技術レベル及びこれまでの実績は十分にあるか
- ・必要に応じた十分な連携体制が構築されているか
- ・研究開発の実施にあたっての倫理面への配慮は十分であるか
- 生命倫理、安全対策に対する法令等を遵守した計画となっているか
- ⑤所要経費
 - ・経費の内訳、支出計画等は妥当であるか
- ⑥総合評価
 - ①~⑤を勘案して総合評価する
- 6. 若手研究者登用の評価に当たり考慮すべき事項
- (1) 評価方法

若手研究者候補者の評価は事前課題評価委員会で行い、登用の可否を AMED が決定します。

(2) 評価項目

- ①若手研究者の実績の評価
 - ・博士の学位を有するか、これと同等以上の研究能力があるか
 - ・再生医学関係の研究実績があるか、再生医学研究に貢献できる他分野での研究実績がある か

- ・将来的に再生医学研究に貢献できる可能性が見込めるか
- ②研究内容・育成計画の評価
 - ・若手研究者を育成するための計画は適切か
 - ・若手研究者を育成するための指導者・施設等の体制は適切か
 - ・若手研究者の研究開発計画が、「研究開発代表者」又は「研究開発分担者」の研究開発課題に沿っているか

Ⅳ、研究開発提案書等の作成と注意

1. 研究開発提案書等に含まれる情報の取扱い

(1) 情報の利用目的

研究開発提案書等に含まれる情報は、研究開発課題採択のための評価の他、研究開発費の委託業務、X. 9. 節及び 1 0. 節に記載されている研究開発支援のために利用されます。独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等を踏まえ、研究開発提案者(採択後に研究開発代表者となる者)の不必要な不利益が生じないように、研究開発提案書類等に含まれる情報に関する秘密は厳守します。詳しくは総務省のホームページ*をご参照ください。

※ 「行政機関・独立行政法人等における個人情報の保護 > 法制度の紹介」(総務省) http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/horei_kihon.html#7_2

(2) 必要な情報公開・情報提供等

- (a) 個々の採択課題に関する情報(事業名、研究開発課題名、研究開発代表者名、所属研究機関名、予算額及び研究開発実施期間)は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号イに定める「知ることが予定されている情報」に該当し、情報開示することがあるほか、マクロ分析に必要な情報は「政府研究開発データベース」(X.3.節をご参照ください)への入力のためe-Radを通じて内閣府に提供され、分析結果が公表される場合があります。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。
- (b) 不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、研究開発提案書等に含まれる 一部の情報を、e-Rad 等を通じて、他機関等を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む) する場合があります。また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際にも、同様に情報提供を行う場合があります。

2. 研究開発提案書の様式及び作成上の注意

(1) 研究開発提案書の様式

様式は、研究開発提案書(様式1)とし、簡潔且つ明瞭に各項目を記載してください。提案に際し 提出が必要な書類は XI. 章を参照ください。

(2) 研究開発提案書の作成

応募は e-Rad 及び郵送にて行います。研究開発提案書の作成に当たっては、(3)に示す注意事項をよくご確認ください。

研究開発提案書の作成に際しては、以下の事項に注意してください。

- 1)字数制限や枚数制限を定めている様式については、制限を守ってください。
- 2) 研究開発提案書は、原則として日本語で作成してください。
- 3)入力する文字のサイズは、原則として10.5ポイントを用いてください。
- 4) 数値は、原則として半角で入力してください。((例)郵便番号、電話番号、金額、人数等)
- 5)様式の枚数等の制限を守ってください。
- 6) 研究開発提案書は、下中央に通し頁(-1-)を付与してください。
- 7)研究開発提案書の作成はカラーでも可としますが、白黒コピーをした場合でも内容が理解できるように作成してください。

(3) 研究開発提案書作成上の注意

(a) 省令・倫理指針等の遵守

研究計画の策定に当たっては法律、各府省が定める以下の省令・倫理指針等を遵守してください。詳細は II. 4. (4) 及び(5) 項をご参照ください。

(b) 研究開発提案に対する機関の承認

「研究開発代表者」が研究開発提案書等を提出するに当たっては、「代表機関」の長の了承を 取ってください。また、複数の研究機関が共同で研究を実施する研究開発提案を提出する場合に は、参加する全ての研究機関の長の了承を得てください。

(c) 研究開発提案内容の調整

研究開発課題の採択、実施に当たっては、予算の制約等の理由から、計画の修正を求めることがあります。また、今後、研究開発課題の実施に割り当てられる経費・実施期間は、予算状況により変わる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(d)対象外となる提案について

以下に示す提案は本事業の対象外となります。

- (ア)単に既成の設備備品の購入を目的とする提案
- (イ)他の経費で措置されるのがふさわしい設備備品等の調達に必要な経費を、本事業の直接経費により賄うことを想定している提案

3. 研究開発提案書以外に必要な書類について

様式とは別に、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成 18 年文部科学省告示第 71 号)又は「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成 18 年 6 月 1 日付厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知、平成 27 年 2 月 20 日一部改正)に定められた動物種を用いて動物実験を実施する機関については、本基本指針に基づき、機関自らが実施した本基本指針への適合性に関する自己点検・評価結果のうち、直近で実施したものの写しの提出を求めることがあります。

※「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成 18 年文部科学省告示第 71 号)

 $\verb|http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm|$

※「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成 18 年 6 月 1 日付厚生労働 省大臣官房厚生科学課長通知)

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/doubutsu/0606sisin.html

同基本指針本文 (平成 27 年 2 月 20 日一部改正)

V. 委託研究開発契約の締結等

1. 委託研究開発契約の締結

(1) 契約条件等

採択された研究開発課題については、研究開発課題を実施する機関*の長と AMED 理事長との間において、国の会計年度の原則に従い単年度の委託研究開発契約を締結することになります。

契約を締結するに当たっては、事前評価委員会等の意見を踏まえ、達成目標や実施計画等の修正を 求める場合があります。また、契約の内容や方法(経費の積算を含む。)が双方の合意に至らない場 合は、採択された課題であっても契約しないことがあります。

契約締結後においても、予算の都合により、やむを得ない事情が生じた場合には、研究開発計画の 見直し又は中止を求めることがあります。

PS・PO 等が、研究進捗状況等を確認し、年度途中での研究開発計画の見直し等による契約変更や研究開発課題の中止を行うことがあります。

※国の施設等機関等(国の施設等機関及び公設試験研究機関を総称したものをいう。)である代表機関又は分担機関については、相当の事由に基づき当該機関及び当該機関に所属する研究開発代表者又は研究開発分担者が申し出た場合に限り、AMED との協議を経て、AMED から当該機関に所属する研究開発代表者又は研究開発分担者へ間接補助金を交付する方式をとることがあります(その場合、AMEDが定める補助金取扱要領に従うこととします)。このとき、間接補助金の経理に係る事務については当該機関の長に委任していただきます。

なお、研究開発計画において代表機関と分担機関の研究内容が一体的に進める必要性が認められる場合等であって、分担機関が国の施設等機関等でない場合には、本事業においては再委託として取り扱うことを認めることがあります。ただし、再委託の場合であっても、再委託先においては機関経理を行うことを原則とし、さらにAMEDの求めに応じて監査等に応じることを条件とします。

(2) 体制整備等に関する対応

各研究機関には、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)に則り、公的研究費の管理・監査に係る体制整備を行っていただく必要があります。

体制整備に不備があると判断された研究機関については、採択の取消しや、委託契約を解除すること等があります。

なお、体制整備の確認については、別途 AMED から連絡する予定です。

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」 (平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正) http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/__icsFiles/afieldfile/2014/03/18/1343906 02.pdf

・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について 研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為へ の対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定、以下「ガイドライン」という。)※1を遵守することが求められます。

ガイドラインに基づく体制整備状況の調査等に基づき、文部科学省が機関における体制の未整備、規程の未整備、研究倫理教育の未実施等の不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(3) 契約締結の準備について

研究開発課題の採択後、速やかに契約の締結を進められるよう、受託者は、

- (a) 全体研究開発計画書及び研究開発計画書^{※1}の作成
- (b) 業務計画に必要な経費の見積書の徴取
- (c)会計規程及び職務発明規程等の整備^{※2}

を実施しておく必要があります。

- ※1 全体研究開発計画書は、申請時の研究開発提案書を基に採択課題ごとに各一通作成いただきます。研究開発計画書は、各年度の委託研究開発契約締結の際に、契約ごとに各一通作成いただきます。
- ※2 個人で委託研究開発契約を締結する場合において、委託研究開発にかかる管理業務については、機関に委託することになりますので、所属機関での会計規程等の整備が必要となります。

(4) 契約に関する事務処理

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の 適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管しておいてく ださい。また、間接経費の配分を受けた各受託機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6 月30日までに指定した書式によりAMEDへの報告が必要となります。

詳細に関しては以下の AMED「委託研究開発契約事務処理説明書*」に基づき、必要となる事務処理を行ってください。

* http://www.amed.go.jp/content/files/jp/youshiki/itaku/00keiyaku/ipwmannual.pdf

(5) 委託研究開発費の額の確定等について

当該年度の委託研究開発契約期間終了後、委託研究開発契約書に基づいて提出していただく委託研究開発実績報告書を受けて行う委託研究開発費の額の確定等において、研究に要する経費の不正使用又は当該委託業務として認められない経費の執行等が判明した場合は、経費の一部又は全部の返還を求める場合があります。また、不正使用等を行った研究の実施者は、その内容の程度により一定期間契約をしないこととなります(II. 8. (2)項をご参照ください)

2. 委託研究開発費の範囲及び額の確定等

(1) 委託研究開発費の範囲

本事業では以下の通り費目構成を設定しています。詳細は AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」^{*1}をご参照ください。

	大項目	定義
直接経費	物品費	研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア(既製品)、書籍
		購入費、研究用試薬・材料・消耗品の購入費用
	旅費	研究開発参加者に係る旅費、招聘者に係る旅費
	人件費・謝金	当該委託研究開発のために雇用する研究員等の人件費、講演
		依頼謝金等の経費
	その他	上記の他、当該委託研究開発を遂行するための経費
		例)
		研究成果発表費用(論文投稿料、論文別刷費用、学会等参加
		費、HP 作成費用等)、会議費、運搬費、機器リース費用、機
		器修理費用、印刷費、ソフトウェア外注制作費、その他外注
		費、検査業務費、不課税取引等に係る消費税相当額等
間接経費※ 直接経費に対して一定比率(30%以内		て一定比率(30%以内)で手当され、当該委託研究開発の実施
2 に伴う研究機関の管理		の管理等に必要な経費として AMED が支払い、研究機関が使用す
る経費		

- 1 http://www.amed.go.jp/content/files/jp/youshiki/itaku/00keiyaku/ipwmannual.pdf
- ※ 2 AMED が国立大学法人、大学共同利用機関法人、国立教育政策研究所、独立行政法人、特殊法人、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、民間企業又は私立大学等と委託研究開発契約を締結して、研究開発を実施する場合に措置されます。国の施設等機関等に所属する研究者である場合は対象外となります。なお、間接経費は、「分担機関」(国の施設等機関等を除く)についても、配分される直接経費に応じて配分されます。

(2) 委託研究開発費の計上

研究開発に必要な経費を算出し、総額を計上してください。経費の計上及び精算は、原則として AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」*の定めによるものとします。

* http://www.amed.go.jp/content/files/jp/youshiki/itaku/00keiyaku/ipwmannual.pdf

(3) 委託研究開発費の支払い

支払額は、四半期ごとに各期とも当該年度における直接経費及び間接経費の合計額を均等 4 分割した額を原則とします。

VI. 間接経費の取扱いについて

1. 対象機関

AMED が国立大学法人、大学共同利用機関法人、国立教育政策研究所、独立行政法人、特殊法人、特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人又は私立大学等(国の施設等機関等は対象としないものとします。)と委託研究開発契約を締結して、研究開発を実施する場合に措置されます。

2. 間接経費の額

直接経費の額の 30%を限度とします(算出された額に 1,000 円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとします。)。

VII. 採択課題の管理と評価

1. 課題管理

全ての採択課題について、毎年度、委託研究開発成果報告書の提出を求めます。また、PS、PO 等が進捗管理を綿密に行います。進捗管理に当たっては、報告会の開催や、調査票(研究の進捗状況を記入する書類)、ヒアリング(個別課題ごとの面談)、サイトビジット(研究実施場所において実際の研究状況の確認)等を通じて達成目標の実現を図っていきますのでご対応ください。

なお、進捗状況に応じて、計画の変更や課題の中止等を求めることがあります。

2. 評価

本事業では、研究開発期間最終年度に事後評価を行います。さらに、必要に応じて、研究開発終了後、追跡評価(研究開発成果の発展状況への活用状況等を把握し、これを基に今後の事業立案の検討、評価方法の改善等を実施する。)を行います。

- (1) 事後評価における評価項目は、以下のとおりです。
 - (1) 書面審査及びヒアリング審査の評価項目は、次のとおりとする。
 - ①研究開発達成状況について
 - ・研究開発計画に対する達成状況はどうか(開発終了時の達成目標は達成しているか)
 - ②研究開発成果について
 - ・予定していた成果または予定外ではあったが相当の成果が得られたか
 - ・インパクトの高い国際学術雑誌への発表等、国際的競争力の高い優れた研究成果が得られたか
 - ・成果は、幹細胞・再生医学分野の発展および次世代の革新的な再生医療の実現に資する ものであるか
 - ・異分野連携・国際性を有する研究については、それらが幹細胞・再生医学分野における イノベーション創出に資するものであったか
 - ・成果は医療分野の進展に資するものであるか
 - ・成果は新技術の創出に資するものであるか
 - ・必要な知的財産の確保がなされたか
 - ・学会での講演及び発表、プレスリリースなど、成果の発信が積極的になされたか
 - ③実施体制
 - ・研究開発代表者を中心とした研究開発体制が適切に組織されていたか
 - ・必要に応じて十分な連携体制が構築されていたか
 - ・生命倫理、安全対策に対する法令等を遵守していたか
 - ④今後の見通し
 - 今後、研究開発成果のさらなる展開が期待できるか
 - ⑤総合評価

①~④及び下記の事項を勘案して総合評価する

VIII. 研究開発成果の取扱い

成果の取扱いについては、委託研究開発契約に基づき、知的財産権や成果利用に関する事項を遵守 することが義務付けられています。

1. 「委託研究開発成果報告書」及び「総括研究報告書」の提出

AMED に提出する報告書には、「委託研究開発成果報告書」及び「総括研究報告書」の 2 種類があります。研究開発代表者及び AMED と委託研究開発契約を締結している分担機関に所属し、且つ研究開発計画書を提出している研究開発分担者は、自身の研究成果をとりまとめた「委託研究開発成果報告書」を研究開発代表者を通じて提出していただきます。研究開発代表者は、研究開発分担者の研究成果を含む研究開発課題全体の研究成果をまとめた「総括研究報告書」を提出していただきます。提出期限はどちらも当該年度の委託研究開発契約期間終了日から 61 日後ですので注意してください。なお、期限までに「委託研究開発成果報告書」及び「総括研究報告書」の提出がなされない場合、委託研究開発契約が履行されなかったこととなり、委託研究開発費の支払い等が行えなくなるため、提出期限は厳守してください。

2. 研究開発成果の帰属

研究を実施することにより取得した特許権や著作権等の知的財産権については、産業技術力強化法 (平成 12 年法律第 44 号) における日本版バイ・ドール規定に基づく一定の要件の下で受託者に帰属 させることができます。日本版バイ・ドール規定の目的は、知的財産権の受託者帰属を通じて研究開発活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用することにあります。本事業においては、受託者自身が成果の事業化に最大限取り組むことを期待し、この日本版バイ・ドール規定を適用しています。要件の詳細については契約時に定める契約条項によることとします。

受託者におかれましては、国の委託研究開発の成果に係る知的財産権を保有するに当たり、自らが研究開発の成果の事業化に最大限取り組むべき立場にあり、事業化の実現が期待されていることを強く意識し、これに向けて取り組んでください。 特に、AMED 知財ポリシー*に則り、知的財産権をグローバルで適切に保護し活用するため、知的財産権の取得にあたり、間接経費を充当する等、受託者の財源の中で適切な措置がなされるようにしてください。

http://www.amed.go.jp/chitekizaisan/chizai_policy.html

3. 研究開発成果のオープンアクセスの確保

受託者は、必要な知的財産等の確保をした上で、可能な限り研究成果のオープンアクセスを確保するよう努めてください。

IX. 取得物品の取扱い

1. 所有権

大学等^{**1} が直接経費により取得した物品等の所有権は、大学等に帰属します。国の施設等機関等^{**2} が直接経費により取得した物品等(以下、「取得物品」という。)の所有権は、取得価格が 50 万円以上且つ使用可能期間が 1 年以上のものについては AMED に帰属するものとし、国の施設等機関等は、AMED に帰属した取得物品を研究開発期間終了までの間、無償で使用することができます。なお、設備備品等については、受託者が AMED の契約条項に従って善良な管理を行ってください。

- ※1 「大学等」とは、以下に掲げる研究機関を総称したものをいいます。
 - ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人
 - イ 独立行政法人等の公的研究機関
 - ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、甲が認めるもの
- ※2 「国の施設等機関等」とは、「国の施設等機関」及び公設試験研究機関を総称したものをいいます。

2. 研究終了後の設備備品等の取扱い

国の施設等機関等の委託期間終了後における取得物品の取扱いについては、事業終了後、無償で譲渡します。ただし、AMED が当該物品を使用し、処分する場合はこの限りではありません。消耗品扱いとなる物品等については、特に貸借契約等の手続を行いませんが、その使用が終了するまでは、善良なる管理者の義務を持って、適正に管理してください。(転売して利益を得ることは認められません。)

3. 放射性廃棄物等の処分

汚染資産等及び委託業務の実施により発生した放射性廃棄物は、受託者の責任において処分してく ださい。

X. その他

1. 国民との双方向コミュニケーション活動について

総合科学技術会議(現:総合科学技術・イノベーション会議)では、「国民との科学・技術」の進展について(基本的取組方針)(平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定)により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組が求められています。研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信等の本活動について、積極的に取り組むようお願いします。

(参考)

「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針) http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf

2. 健康危険情報について

AMED では、厚生労働省からの依頼に基づき、研究者が研究の過程で国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報(以下、「健康危険情報」という。)を得た場合には、所定の様式^{※1}にて厚生労働省への通報をお願いしています^{※2}。

なお、提供いただいた健康危険情報については、厚生労働省において他の情報も併せて評価した上で必要な対応を検討するものであり、情報提供に伴う責任が研究者に生じるものではありませんので、幅広く提供いただくようお願いします。

- *1 http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/kenkoukiken.doc
- \(\) \(

3. 政府研究開発データベース入力のための情報

委託研究開発費により行う研究については、府省横断的なデータベースである政府研究開発データベース(内閣府総合科学技術・イノベーション会議事務局)への入力対象となります。以下の情報については、e-Rad を通じて、政府研究開発データベースに提供されます。

(1) 研究者番号(8桁)

e-Rad により研究者に一意に付与される研究者固有の番号(8桁)を「研究者番号」と呼びます。本システムで、対象とする制度・事業について、研究課題名、研究者名、研究期間、配分額等の基本情報を取り扱うに当たって、研究者に対して「研究番号」を発行し研究者の一意性を確保します。

(注) 従来の「研究者 ID」とは異なりますのでご留意ください。

(2) エフォート

「研究開発代表者」等は、研究者が当該研究の実施に必要とする時間が年間の全勤務時間(正規の 勤務時間以外の勤務時間を含む。)に占める割合を百分率で表した数値(1 未満の端数があるときは、 これを四捨五入して得た数値)(いわゆるエフォート)を記入してください。また、このエフォート については、各研究者が当該研究について何%ずつ分担するのかを問うものではありませんので、誤 解のないようお願いします。

研究者 A のエフォート率 (%) = 研究者 A が当該研究の実施に必要とする時間 × 100 研究者 A の年間の全勤務時間

4. リサーチツール特許の使用の円滑化について

リサーチツール特許については、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」(平成 19 年 3 月 1 日総合科学技術会議(現:総合科学技術・イノベーション会議))に基づき、適切に取り扱うよう努めてください。

5. 間接経費に係る領収書の保管について

間接経費に関しては、研究機関の責任において、計画的且つ適正に執行するとともに領収書等の証拠書類を整備し、また、それらを事業完了年度の翌年度から5年間適切に保管し、使途の透明性の確保に努めてください。また、各受託機関の長は毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに指定した書式によりAMEDへ報告してください。

詳細は日本医療研究開発機構委託研究開発契約事務処理説明書[※]で確認してください。

* http://www.amed.go.jp/content/files/jp/youshiki/itaku/00keiyaku/ipwmannual.pdf

6. 委託研究開発費の繰越について

事業の進展に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、AMEDの承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

7. 知的財産推進計画に係る対応について

「知的財産推進計画」は、知的財産基本法(平成 14 年法律第 122 号)に基づき、知的財産戦略を強力に推進するために、知的財産戦略本部により毎年策定されている計画です。知的財産推進計画 2014^{※1}(平成 26 年 7 月 4 日知的財産戦略本部)においては、国際標準化活動をさらに活性化するために、認証の戦略的活用を促進することとされており、AMED においても、国際標準化・認証を視野に入れた研究開発の促進に取り組むこととされています。

このため、委託研究開発費において、国際標準化・認証に結びつく可能性のある研究を実施する場合には、個別の研究計画において、認証に向けた基準策定を盛り込む、研究開発活動に認証機関を参

画させる、公的研究機関においては、認証業務の立ち上げの際はその支援を検討する等、国際標準化 を視野に入れた研究開発に取り組むよう、よろしくお願いします。

なお、平成 27 年 6 月 19 日に知的財産推進計画 2015^{*2} が決定されていますので、併せてご参照ください。

※1 「知的財産推進計画 2014」 (抜粋)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20140704.pdf

- 第1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築
- 4. 国際標準化・認証への取組
- (2) 今後取り組むべき施策

(特定戦略分野*における国際標準化戦略の推進)

- ・特定戦略分野(市場の規模・成長性、分野の広がり、我が国の優位性、国際標準化の意義といった事項を踏まえて選定)における国際標準化戦略について、国際的な議論を主導するとともに、関係者による自律的な取組を推進する。(短期・中期)(内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)
- *特定戦略分野…先端医療、水、次世代自動車、鉄道、エネルギーマネジメント、コンテンツメディア及びロボット
- ※2 「知的財産推進計画 2015」

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20150619.pdf

8. 各種データベースへの協力について

(1) バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

バイオサイエンスデータベースセンター (NBDC) **I では、我が国の生命科学系データベースを統合して使いやすくするための研究開発やサービス提供を行い、研究データが広く共有・活用されることにより、研究や開発が活性化されることを目指しています。NBDC が提供する「生命科学系データベースアーカイブ**2」では、国内の生命科学分野の研究者が生み出したデータセットをダウンロードできます。また、「NBDC ヒトデータベース**3」は、ヒトゲノム等のヒト由来試料から産生された様々なデータを共有するためのプラットフォームとして、ヒトに関するデータを提供しています。

生命科学分野の皆様の研究成果データが広く長く活用されるために、NBDC の「生命科学系データベースアーカイブ」や「NBDC ヒトデータベース」へデータを提供くださるようご協力をお願いします。

- %1 http://biosciencedbc.jp/
- %3 http://humandbs.biosciencedbc.jp/

「生命科学系データベースアーカイブ」や「NBDCヒトデータベース」に関する問い合わせ先は、XI. 章をご参照ください。

(2) その他

検体保存やゲノム解析については、既存の研究基盤の利用を積極的に行うことが求められ、AMED が最適な研究基盤に誘導・マッチングを提案する場合もありえます。これらへの対応を含め、AMED が指定する各種データベースへのデータ提供を依頼する際は、ご協力いただけますようお願いいたします。

9. 創薬支援ネットワーク及び創薬支援戦略部による支援について

大学等の優れた基礎研究の成果を医薬品として実用化につなげるため、AMED 創薬支援戦略部(以下、「創薬支援戦略部」という。)が本部機能を担い、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人産業技術総合研究所等で構成するオールジャパンでの創薬支援連携体制「創薬支援ネットワーク」を構築し、主に応用研究から前臨床開発段階までの創薬研究に対して切れ目のない実用化支援を行い、企業導出等に取り組んでいます。

具体的には、AMED 創薬支援戦略部において創薬研究に取り組む研究者からの相談を幅広く受け付けるとともに、有望シーズの情報収集・調査及び評価、個別シーズの知財戦略及び製薬企業への導出に向けた出口戦略を含む研究開発計画の策定や、応用研究(探索研究、最適化研究等)、非臨床試験(GLP 準拠)等における技術的支援、CRO(医薬品開発業務受託機関)や CMO(医薬品製造業務受託機関)等の紹介・委託支援、製薬企業への導出等の業務を行っています。

このように、AMED 創薬支援戦略部は、創薬研究を行う大学等の研究者に対して、実用化に関する技術的課題の助言や、製薬企業への導出に向けた研究開発戦略の策定支援等を専門に行う部門です。このため、AMED が委託する研究開発のうち医薬品開発に係る研究開発課題については、AMED 創薬支援戦略部による支援を積極的に活用できます。

つきましては、医薬品開発に係る研究開発提案課題については、評価後の採択結果に関わらず、創薬支援戦略部に情報提供を行います(IV. 1. 節をご参照ください)。なお、AMED 創薬支援戦略部は研究者に帰属する知的財産等の保全及び守秘を前提として、研究者の要請に基づいて上記の支援を行います。

創薬支援ネットワーク及び AMED 創薬支援戦略部による支援に関する照会先は、XI. 章をご参照ください。

10. AMED 知財コンサルタントによる知財戦略立案の支援等について

AMED が実施する事業で得られた研究成果の実用化を促進するために、一貫した支援を行っていきます。具体的には、AMED 知的財産コンサルタント及び AMED 担当課室等の連携を通じた研究開発計画における知財戦略・出口戦略の精査や立案支援などです。このために必要な情報(研究計画や知的財産情報等)を提供します(IV. 1. 節をご参照ください)。また、必要に応じてヒアリング等を実施する予定です。

知財戦略・出口戦略の立案支援を希望される方は、Medical IP Desk (医療分野の知財相談窓口) にお問い合わせください。

Medical IP Desk については下記ウェブサイトをご参照ください。

http://www.amed.go.jp/chitekizaisan/medical_ip_desk.html

AMED の知財ポリシーについては下記ウェブサイトをご参照ください。

http://www.amed.go.jp/chitekizaisan/chizai_policy.html

AMED の知財ポリシー及び委託研究開発における知的財産の取扱・支援に関する照会先は、XI. 章をご参照ください。

XI. 照会先

本公募要領の記載内容について疑問点等が生じた場合には、次表に示す連絡先に照会してください。 E-mail は下記アドレス "AT" の部分を@に変えてください。

照会内容	連絡先		
公募課題、評価、申請書の記載方法等の問い合わせ	AMED 戦略推進部 再生医療研究課		
	Tel:03-6870-2220		
	E-mail: saiseinw "AT" amed.go.jp		
	※お問い合わせは原則E-mailでお願いいたしま		
	वं		
不正行為・不正使用・不正受給、研究倫理教育	AMED 研究公正・法務部		
プログラムに関するお問い合わせ	E-mail: kenkyuukousei "AT" amed.go.jp		
創薬支援ネットワーク及び創薬支援戦略部によ る支援	AMED 創薬支援戦略部 西日本統括部		
	〒530-0011 大阪府大阪市北区大深町三丁目1番		
	グランフロント大阪 タワーB 14階		
	Tel: 06-6372-1771 (内線 120)		
	E-mail: id3navi "AT" amed.go.jp		
e-Rad システムの操作方法	e-Rad ポータルサイトヘルプデスク		
	Tel: 0570-066-877		
	(9:00~18:00 受付*)		
	※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29		
	日~1月3日)を除く		
バイオサイエンスデータベース	国立研究開発法人科学技術振興機構		
生命科学系データベースアーカイブに関する問	バイオサイエンスデータベースセンター		
い合わせ	E-mail: dbarchive "AT" biosciencedbc.jp		
バイオサイエンスデータベース ヒトデータベースに関する問い合わせ	国立研究開発法人科学技術振興機構		
	バイオサイエンスデータベースセンター		
	E-mail: humandbs "AT" biosciencedbc.jp		
AMED の知財ポリシー及び委託研究開発における 知財の取扱い	AMED 知的財産部		
	Tel: 03-6870-2237		
	Email: medicalip "AT" amed.go.jp		

XII. 公募研究開発課題

公募研究開発課題については以下のとおりです。

1. 事業趣旨

将来に渡り、再生医療について我が国が世界をリードし、これまで治療法が無かった難治性疾患患者に革新的医療技術を提供していくためには、中長期的な観点から、将来の再生医療の可能性を広げる基礎的研究を推進することが重要です。このため、幹細胞・再生医学分野の発展および次世代の革新的な再生医療の実現に資する、目標達成型の基礎的研究の支援を行います。

なお、本プログラムにおいては、国際的競争力の高い研究成果が期待できる、革新的・独創的な発想に基づく優れた研究を重視します。また、幹細胞・再生医学分野におけるイノベーション創出に資する異分野連携・国際性を有する研究も重視します。さらに、研究の継続的な発展には、人材の育成が必要であることから、特に若手研究者に対する支援を行います。

2. 目標

①一般:将来の再生医療の可能性を広げる基礎的研究を支援し、幹細胞・再生医療分野の発展や次世代の再生医療の革新的な医療の実現に資する多様な優れたシーズを発掘します。なお、国際的競争力の高い優れた研究成果が期待できる、革新的・独創的な発想に基づく研究を重視します。

②若手:「①一般」と同様に、将来の再生医療の可能性を広げる基礎的研究を支援し、幹細胞・再生医療分野の発展や次世代の再生医療の革新的な医療の実現に資する多様な優れたシーズを発掘します。「②若手」においては若手研究者枠を設けることにより、次世代を担う若手研究者を育成し、幹細胞・再生医学分野の継続的な発展に資します。なお、「②若手」においては特に、チャレンジングな研究を重視します。

3. 応募対象

申請は、大学等(II. 1. (1)参照。)に限る。協力機関に企業が加わることは可能とするが、AMED から企業に対する研究費支援は行わない。

- ① 一般:年齢制限は設けない。
- ② 若手:以下を満たす者とする。支援希望額に応じて、①一般に応募することも可能とする。
 - 平成28年4月1日時点において、博士等の学位を有する者又はこれと同等以上の研究能力があると認められる者。ただし、医師(日本の医師免許取得者)については、博士の学位の有無に関わらず医学部卒業後2年以上を経過した者。
 - 本研究に参加している期間中、他の職を主たる職としない者。

● 平成 28 年 4 月 1 日時点において、年齢が満 39 歳以下の者(昭和 51 年 4 月 2 日以降に生まれた者)。ただし、産前・産後休業及び育児休業をとった者は、満 39 歳以下の制限に、その日数を加算することができる。

4. 研究期間

3 年度(平成 28 年度~平成 30 年度)

5. 研究費の規模および採択課題予定数

① 一般: 20,000~30,000千円/年(間接経費を含む)。5課題程度。

② 若手:10,000~20,000千円/年(間接経費を含む)。8課題程度。

なお、再生医療分野の裾野を広げ、幅広いシーズの発掘、人材育成につながるよう、<u>1法人あた</u>りの採択数は、原則として①一般②若手それぞれ最大1課題までとする。

6. 進捗管理

各研究開発提案毎に採択の際に、適切な研究終了時(平成30年度末)の達成目標を定める。進捗確認のために、年度毎に1回程度ヒアリングを行う。開催場所は適宜とする。

7. 分野

幹細胞・再生医学を活用し、将来的に再生医療分野または創薬への応用を目指す基礎的研究であれば分野は問わない。なお、国際的競争力の高い優れた研究成果が期待できる、革新的・独創的な発想に基づく研究を重視する。また、幹細胞・再生医学分野におけるイノベーション創出に資する異分野連携・国際性を有する研究も重視する。

以下に研究内容を例示するが、これらに限らない。

●革新性のある研究課題の例

分化誘導因子の解明など発生過程を模倣した分化誘導法の研究

幹細胞の分化過程におけるエピジェネティック研究

機能的免疫細胞の分化におけるエピジェネティクス研究

幹細胞の万能性と腫瘍化を識別するメカニズムの解明

再生医療等に用いる細胞の特性を利用した、高品質で安全な細胞分化培養法の研究(培地調整法、培養条件を含む)

安全かつ高精度の細胞選別技術の研究(未分化 iPS 細胞の除去法、非目的細胞の除去法など)

移植後組織の生着促進分子メカニズムの解明

移植細胞・移植組織のトレーシング技術研究

ダイレクトリプログラミングを利用した目的細胞・組織の再生技術研究

パラクライン効果のメカニズム解明

組織再生や創薬スクリーニング利用を目的とした三次元培養技術研究

●異分野連携の例

キーワードとして、IT 連携(インフォマティクス、ビッグデータ)、イメージング法、数理モデル、医工学等

●国際性の例

優れた海外研究者または海外研究機関との共同研究等により、革新的な研究成果の創出を目指す 研究、国際標準の形成に資する研究等

※ 研究費の規模等はおおよその目安となります。研究費の規模及び新規採択課題予定数等については、今後の予算成立の状況等により変動することがあります。大きな変動があった場合には研究課題の募集自体が無くなる可能性があります。

なお、複数の研究課題への応募は認められておりますが、同一の研究内容について重複して公的研究費の支給を受けることはできませんので、同時に応募した研究費につきましては必ず様式 1 「20. 他の研究事業等への申請状況」にご記載ください。

8. 提出書類

- 1) (様式1)研究開発提案書(必須)
- 2) (様式2) 分担機関応募承諾書(任意)
- 3) (別添様式1) 若手研究者育成活用事業 履歴書(①一般において、任意)
- 4) (別添様式2) 若手研究者育成研究計画書(①一般において、任意)
- 5) 体制整備等自己評価チェックリスト(必須。ただし、本年度既に文部科学省に提出の場合 は不要)
- 6) 産前・産後休業および育児休業を取得したことを所属機関の長が証明した書類(任意。様式自由)
- 7) 動物実験等の実施に関する自己点検書類(任意。様式自由)



国立研究開発法人日本医療研究開発機構



戦略推進部 再生医療研究課

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞ビル 22F Tel 03-6870-2220 Fax 03-6870-2243

平成28年6月